

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 管理体制（第3条―第6条）
- 第3章 個人情報の取扱い（第7条―第13条）
- 第4章 安全管理措置
 - 第1節 組織的安全管理措置（第14条・第15条）
 - 第2節 人的安全管理措置（第16条・第17条）
 - 第3節 物理的安全管理措置（第18条―第21条）
- 第5章 個人情報に係る業務の委託（第22条）
- 第6章 個人データの第三者提供（第23条―第27条）
- 第7章 仮名加工情報（第28条・第29条）
- 第8章 学術研究機関等としての責務（第30条）
- 第9章 個人情報取扱事務登録簿及び個人情報ファイル簿（第31条・第32条）
- 第10章 雑則（第33条―第35条）
- 附 則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、公立大学法人愛媛県立医療技術大学（以下「法人」という。）における個人情報の保護に関し必要な事項を定めるものである。

2 法人における個人情報の取扱いに関して、この規程に定めのない事項については、法その他関係法令に定めるところによる。

（定義）

第2条 この規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- （1） 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができる

るもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

（２） 個人識別符号が含まれるもの

２ この規程において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号。以下「政令」という。）第 1 条で定めるものをいう。

（１） 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

（２） 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

３ この規程において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令第 2 条で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

４ この規程において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合体であって、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令第 4 条第 1 項で定めるものを除く。）をいう。

（１） 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

（２） 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令第 4 条第 2 項で定めるもの

５ この規程において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

６ この規程において「保有個人情報」とは、法人の教職員又は役員（以下「教職員等」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、組織的に利用するものとして、法人が保有しているものをいう。ただし、公立大学法人愛媛県立医療技術大学文書管理規程（平成 22 年規程第 16 号）第 2 条第 1 号に規定する文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「行政機関情報公開法」という。）第 2 条第 2 項各号に掲げるものに相当するものとして政令第 16 条で定めるものを除く。）に記録されているものに限る。

７ この規程において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合体であって、次に掲げるものをいう。

（１） 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索

することができるように体系的に構成したもの

- (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

8 この規程において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

9 この規程において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

- (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

10 この規程において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

- (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

11 この規程において「行政機関等匿名加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部（これらの一部に愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号。以下、「情報公開条例」という。）第7条第2項に規定する不開示情報（同項第1号に掲げる情報を除き、同項第2号ただし書に規定する情報を含む。以下この項において同じ。）が含まれているときは、これらの不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる匿名加工情報をいう。

- (1) 法第75条第2項各号のいずれかに該当するもの又は同条第3項の規定により同条第1項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。

- (2) 法人に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている文書について情報公開条例第5条の規定による開示の請求があったとき、法人が次のいず

れかを行うこととなるものであること。

ア 当該文書に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。

イ 情報公開条例第 15 条第 1 項又は第 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えること。

(3) 法人の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、法第 116 条第 1 項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成することができるものであること。

12 この規程において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

13 この規程において「学術研究機関等」とは、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。

14 この規程で使用する用語の定義は、前各号に定めるほか、法に定めるところによる。

第 2 章 管理体制

(総括保護管理者)

第 3 条 法人に、総括保護管理者を置き、理事長をもって充てる。

2 総括保護管理者は、法人における個人情報の管理に関する事務を総括する。

(保護管理者)

第 4 条 法人に、保護管理者を置き、事務局長をもって充てる。

2 保護管理者は、法人における個人情報の適切な管理を確保する任に当たる。ただし、個人情報を情報システムで取り扱う場合、保護管理者は、当該情報システムの管理者と連携するものとする。

3 保護管理者は、次に掲げる体制を整備しなければならない。

(1) 個人情報の取扱いに従事する教職員等がこの規程等に違反している事実又はそのおそれを把握した場合の保護管理者への報告連絡体制

(2) 個人情報の漏えい、滅失又は毀損等（以下「漏えい等」という。）事案の発生又はそのおそれを把握した場合の教職員等から保護管理者への報告連絡体制

(3) 個人情報を複数の部署で取り扱う場合の各部署の任務分担及び責任の明確化

(4) 個人情報の漏えい等の事案の発生又はそのおそれを把握した場合の対応体制

4 保護管理者は、管理責任を有する個人情報（仮名加工情報を含む。）の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告する。

(保護担当者)

第5条 保護管理者を補佐し、個人情報の管理に関する事務を担当する任に当たるものとして保護担当者を置く。

2 保護担当者は、事務局次長をもって充てる。

(教育研究組織等の管理体制)

第6条 第4条第1項及び第2項の規定にかかわらず、教育、研究に係る個人情報のうち、教員が管理する個人情報については、当該教員の所属する学科長又は専攻長を保護管理者とする。

第3章 個人情報の取扱い

(教職員等の責務)

第7条 教職員等は、法の趣旨に則り、関連する法令(条例を含む。以下同じ。)及びこの規程等の定め並びに総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、個人情報を取り扱わなければならない。

(利用目的の特定)

第8条 法人は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定しなければならない。

2 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第9条 法人は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 法人は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者(法16条第2項に規定する「個人情報取扱事業者」をいう。以下同じ。)から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行す

ることに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

- (5) 当該個人情報を学術研究の用に供する目的（以下「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- (6) 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

（不適正な利用の禁止）

第 10 条 法人は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

（適正な取得）

第 11 条 法人は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

2 法人は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- (6) 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（法人と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）。
- (7) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、法第 57 条第 1 項各号に掲げる者その他個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情

報保護委員会規則第3号。以下「個人情報保護委員会規則」という。)第6条で定める者により公開されている場合

(8) その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令第9条で定める場合

(取得に際しての利用目的の通知等)

第12条 法人は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 法人は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面(電磁的記録を含む。以下この項において同じ。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 法人は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより法人の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

(3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(データ内容の正確性の確保等)

第13条 法人は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

第4章 安全管理措置

第1節 組織的安全管理措置

(漏えい等の報告等)

第14条 個人データの漏えい等安全確保の上で問題となる事案(以下「事案」という。)の発生又は事案の発生のおそれを認識した場合に、その事案の発生又は事案の発生のおそれを認識した教職員等は、直ちに保護管理者に報告しなければならない。

- 2 保護管理者は、事案の発生防止又は発生した事案による被害の拡大防止若しくは復旧等のために必要な措置を速やかに講ずるものとする。ただし、被害の拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに講じるものとする。
- 3 保護管理者は、事案が発生した場合にあっては、速やかに当該事案の内容、発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者に報告しなければならない。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括保護管理者に当該事案の内容等について報告しなければならない。
- 4 総括保護管理者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれがある大きい次の各号に掲げるものが生じたときは、速やかに、当該事態に関する概要、漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目、個人データに係る本人の数、原因、被害状況等（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。）について、個人情報保護委員会（法第130条第1項に規定する個人情報保護委員会をいう。以下同じ。）及び文部科学省へ報告しなければならない。ただし、法人が、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。
 - (1) 要配慮個人情報が含まれる個人データ（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - (4) 個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 5 前項の場合において、総括保護管理者は、前項の規定による速報に加え、当該事態を知った日から30日以内（当該事態が前項第3号に掲げる事態である場合にあっては、60日以内）に、当該事態に関する個人データの項目、個人データに係る本人の数、原因、被害状況等について、個人情報保護委員会及び文部科学省へ報告しなければならない。
- 6 第4項の場合において、総括保護管理者は、本人に対し、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、当該事態に関する概要、個人データの項目、原因、被害状況等を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 7 総括保護管理者は、当該事態が生じた原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講じな

なければならない。

- 8 保護管理者は、総括保護管理者の指示に従い、発生した事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る個人データの本人への対応等の措置を講ずるものとする。

(個人データの管理措置の評価及び見直し)

- 第 15 条 総括保護管理者及び保護管理者は、第 4 条第 4 項に規定する点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から個人データの適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、この規程等の見直し含めた安全管理措置の改善等の措置を講じなければならない。

第 2 節 人的安全管理措置

(監督)

- 第 16 条 総括保護管理者は、教職員等に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該教職員等に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(教育及び研修)

- 第 17 条 総括保護管理者は、個人データの取扱いに従事する教職員等に対し、個人データの取扱いについて理解を深め、個人情報保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うものとする。

第 3 節 物理的安全管理措置

(個人データを取り扱う区域の管理)

- 第 18 条 保護管理者は、個人データの情報漏えい等を防止するため、個人データを取り扱う事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）を設け、適切な管理を行うために、権限を有しない者が個人データを閲覧等することができないよう適切な措置を講ずるものとする。

(機器及び電子媒体等の盗難等の防止)

- 第 19 条 保護管理者は、個人データを取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、施錠可能な場所への保管等の措置を講ずるものとする。

(機器及び電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止)

- 第 20 条 教職員等は、個人データが記録された機器、電子媒体又は書類等を持ち運ぶ場合には、法令等により別に定めがある場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号

に定める安全策を講じるものとする。

(1) 個人情報記録された機器又は電子媒体を安全に持ち運ぶ方法

- ア 持ち運ぶデータの暗号化
- イ 持ち運ぶ機器又はデータのパスワードによる保護
- ウ 施錠できる搬送容器の使用

(2) 個人情報記載された書類等を安全に持ち運ぶ方法

- ア 封緘、目隠しシールの貼付
- イ 施錠できる搬送容器の使用

(個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄)

第21条 教職員等は、個人データが記録された電子媒体、書類等を廃棄又は削除する場合は、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 個人データが記録された書類等を廃棄する場合、焼却、溶解、シュレッダーによる細断等の復元不可能な手段をとるものとする。
- (2) 情報システム（パソコン等の機器を含む。）において個人データを削除する場合、容易に復元できない手段をとるものとする。
- (3) 個人データが記録された機器、電子媒体等を廃棄する場合、専用のデータ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等により、復元不可能な手段をとるものとする。また、これらの作業を委託する場合は、委託先が確実に廃棄又は削除したことについて証明書等により確認するものとする。

第5章 個人情報に係る業務の委託

(業務の委託等)

第22条 法人は、個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人データの適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講ずるものとする。

2 法人は、個人情報に係る業務を委託する場合は、契約書に次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理体制、実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等について書面で確認しなければならない。

- (1) 個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務
- (2) 再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。本号及び第8号において同じ。）の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項
- (3) 個人情報の複製等の制限に関する事項
- (4) 個人情報の安全管理措置に関する事項
- (5) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項

- (6) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
- (7) 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項
- (8) 契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)

- 3 法人は、前2項に定めるもののほか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。「以下「番号法」という。)第2条第10項に規定する個人番号利用事務又は同条第11項に規定する個人番号関係事務(第6項及び第8項において「個人番号利用事務等」という。)の全部又は一部を委託する場合には、委託を受ける者において、法に基づき法人が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認しなければならない。
- 4 個人データの取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、取扱いを委託する個人情報の範囲は、委託する業務内容に照らして必要最小限でなければならない。
- 5 個人データの取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、法人は、委託する業務に係る個人データの秘匿性等その内容やその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、年1回以上の定期的検査等により確認するものとする。
- 6 前項に定めるもののほか、個人番号利用事務等の全部又は一部を委託する場合には、法人は、委託を受けた者において、法に基づき法人が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- 7 委託を受けた者が個人データの取扱いに係る業務を再委託する場合には、法人は、委託を受けた者に第1項及び第2項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る個人データの秘匿性等その内容に応じて、委託を受けた者を通じて又は自らが第5項の措置を講ずるものとする。個人データの取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
- 8 前項に定めるもののほか、個人番号利用事務等の全部又は一部の委託を受けた者が再委託する場合には、法人は、委託する個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報(番号法第2条第8項で規定する「特定個人情報」をいう。以下同じ。)の適切な管理が図られることを確認した上で再委託の諾否を判断しなければならない。
- 9 個人データを業務委託する場合には、法人は、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、委託する業務の内容、個人データの秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるものとする。

第6章 個人データの第三者提供 (第三者提供の制限)

第 23 条 法人は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 当該個人データの提供が、学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき(個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)
- (6) 当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき(当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)(教職員等と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。)
- (7) 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき(当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)

2 法人は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第 11 条第 1 項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の法人等からこの項本文の規定により提供されたもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)である場合は、この限りでない。

- (1) 法人の代表者である理事長の氏名
- (2) 第三者への提供を利用目的とすること。
- (3) 第三者に提供される個人データの項目
- (4) 第三者に提供される個人データの取得の方法
- (5) 第三者への提供の方法
- (6) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
- (7) 本人の求めを受け付ける方法
- (8) その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で

定める事項

- 3 法人は、前項第1号に掲げる事項に変更があったとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第3号から第5号まで、第7号又は第8号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。
- 4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
 - (1) 利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
 - (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - (3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- 5 法人は、前項第3号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない

(外国にある第三者への提供の制限)

- 第24条 法人は、外国(法第28条第1項の規定による個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条及び第27条第1項第2号において同じ。)にある第三者(個人データの取扱いについて法第4章第2節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置(第3項において「相当措置」という。)を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項並びに同号において同じ。)に個人データを提供する場合には、前条第1項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。
- 2 法人は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。

- 3 法人は、個人データを外国にある第三者(第1項に規定する体制を整備している者に限る。)に提供した場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第25条 法人は、個人データを第三者(法第16条第2条第2項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条(第27条第3項において読み替えて準用する場合を含む。)において同じ。)に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第23条第1項各号又は第4項各号のいずれか(前条第1項の規定による個人データの提供にあつては、第23条第1項各号のいずれか)に該当する場合は、この限りでない。

- 2 法人は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない

(第三者提供を受ける際の確認等)

第26条 法人は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第23条第1項各号又は第4項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

- 2 法人は、前項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

- 3 法人は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない

(個人関連情報の第三者提供の制限等)

第27条 法人は、第三者が個人関連情報(個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。)を個人データとして取得することが想定されるときは、第23条第1項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ個人情報保護委員会規則で定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

(1) 当該第三者が法人から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして

取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。

(2) 外国にある第三者への提供にあつては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。

2 第 24 条第 3 項の規定は、前項の規定により法人が個人関連情報を提供する場合について準用する。この場合において、同条第 3 項中「講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供し」とあるのは、「講じ」と読み替えるものとする。

3 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、第 1 項の規定により確認する場合について準用する。この場合において、同条第 2 項中「の提供を受けた」とあるのは、「を提供した」と読み替えるものとする

第 7 章 仮名加工情報

(仮名加工情報の作成等)

第 28 条 法人は、仮名加工情報（法第 16 条第 5 項に規定する仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするため、個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、個人情報を加工しなければならない。

2 法人は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。以下この条及び次条第 3 項において読み替えて準用する第 7 項において同じ。）を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講ずるものとする。

3 法人は、第 9 条の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、第 8 条第 1 項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報（個人情報であるものに限る。以下この条において同じ。）を取り扱ってはならない。

4 仮名加工情報についての第 12 条の規定の適用については、同条第 1 項及び第 3 項中「、本人に通知し、又は公表し」とあるのは「公表し」と、同条第 4 項第 1 号から第 3 号までの規定中「本人に通知し、又は公表する」とあるのは「公表する」とする。

5 法人は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。この場合においては、第 13 条の規定は、適用しない。

6 法人は、第 23 条第 1 項及び第 2 項並びに第 24 条第 1 項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。この場合に

において、第 23 条第 4 項中「前各項」とあるのは、「第 28 条第 6 項」と、同項第 3 号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第 5 項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなれば」と、第 25 条第 1 項ただし書中「第 23 条第 1 項各号又は第 4 項各号のいずれか（前条第 1 項の規定による個人データの提供にあつては、第 23 条第 1 項各号のいずれか）」とあり、及び第 26 条第 1 項ただし書中「第 23 条第 1 項各号又は第 4 項各号のいずれか」とあるのは「法令に基づく場合又は第 23 条第 4 項各号のいずれか」とする。

- 7 法人は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 8 法人は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 9 仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、第 8 条第 2 項及び第 14 条の規定は、適用しない。

（仮名加工情報の第三者提供の制限等）

第 29 条 法人は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。次項及び第 3 項において同じ。）を第三者に提供してはならない。

- 2 第 23 条第 4 項及び第 5 項の規定は、仮名加工情報の提供を受ける者について準用する。この場合において、同条第 4 項中「前各項」とあるのは「第 29 条第 1 項」と、同項第 3 号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第 5 項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなれば」と読み替えるものとする。
- 3 第 14 条から第 22 条まで、前条第 7 項及び第 8 項及び第 33 条の規定は、仮名加工情報の取扱いについて準用する。この場合において、前条第 7 項中「ために、」とあるのは「ために、削除情報等を取得し、又は」と読み替えるものとする

第 8 章 学術研究機関等としての責務

（学術研究機関等の責務）

第 30 条 法人は、学術研究目的で行う個人情報の取扱いについて、法令及びこの規程を遵守するとともに、その適正を確保するために必要な措置を自ら講ずるものとする。

第9章 個人情報取扱事務登録簿及び個人情報ファイル簿

(個人情報取扱事務登録簿の登録及び閲覧)

第31条 法人は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を備え、一般の閲覧に供しなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務の目的
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目

2 法人は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について、登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 前2項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。

- (1) 法人の教職員等又は教職員等であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する事務
- (2) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び他の地方独立行政法人の職員（地方独立行政法人にあつては、その役員を含む。）又はこれらの職員であった者に係る個人情報であつて、職務の遂行に関するものを取り扱う事務
- (3) 一般に入手し得る刊行物等に記録されている個人情報を取り扱う事務
- (4) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に関する事務
- (5) 臨時に収集された個人情報を取り扱う事務
- (6) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを取り扱う事務

4 法人は、第2項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、登録簿から当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第32条 法人は、個人情報ファイルを保有するに至ったときは、次の各号に掲げる事項を記載した帳簿（以下この条において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 法人の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報ファイルの利用目的

- (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第1号において同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下「記録範囲」という。）
- (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下「記録情報」という。）の収集方法
- (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (7) 記録情報を法人以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (8) 保有個人情報の開示、訂正又は利用停止に係る請求を受理する組織の名称及び所在地
- (9) 保有個人情報の訂正又は利用停止に係る請求について他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、その旨
- (10) 法第60条第2項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別
- (11) 法第60条第2項第1号に係る個人情報ファイルについて、政令第21条第7項に該当する個人情報ファイルがあるときは、その旨
- (12) 当該個人情報ファイルを加工して作成する行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集をする場合は、行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集をする個人情報ファイルである旨
- (13) 当該個人情報ファイルを加工して作成する行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集をする場合は、行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地
- (14) 行政機関等匿名加工情報を作成したときは、行政機関等匿名加工情報の概要として個人情報保護委員会規則で定める事項
- (15) 行政機関等匿名加工情報を作成したときは、作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地
- (16) 行政機関等匿名加工情報を作成したときは、作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

- (1) 本人の数が1,000人に満たない個人情報ファイル
- (2) 法人の教職員等又は教職員等であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（法人が行う教職員の採用に関する個人情報ファイルを含む。）
- (3) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
- (4) 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
- (5) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その

他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

(6) 学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであつて、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

(7) 前各号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令第20条第3項で定める個人情報ファイル

(8) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであつて、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

3 法人は、第1項の規定にかかわらず、記録項目の一部若しくは第1項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

4 個人情報ファイル簿は、法人が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とするものとする。

5 法人は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があつたときは、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

6 法人は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルの本人の数が1,000人に満たなくなつたときは、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。

7 法人は、個人情報ファイル簿を作成したときは、これを法人本部の事務所に備え置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

第10章 雑則

(苦情処理)

第33条 法人は、個人情報等の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 法人は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

(開示、訂正及び利用停止)

第34条 法第5章第4節に規定する開示、訂正及び利用停止については、公立大学法人愛媛県立医療技術大学における保有個人情報の開示等に関する規程(令和 年規程第 号)及び公立大学法人愛媛県立医療技術大学個人情報の開示に係る手数料等規程(令和 年規程第 号)に定めるところによる。

(その他)

第 35 条 この規程で定めるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 公立大学法人愛媛県立医療技術大学が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成 22 年規程第 18 号）は廃止する。